

兵高教組

調査情報

第5号 2009年5月25日

兵庫県高等学校教職員組合調査部

電話：078-341-6745

http://www.hyogo-kokyoso.com

夏季一時金

要請署名3105筆の署名を提出 県教委：「夏季一時金は引き下げない」

予定通り支給されることが確定

5月22日、高教組はルール違反の夏季一時金引き下げを行わないように求める緊急署名3105筆を県教委に提出しました。

県教委は、夏季一時金を引き下げないという方針を明らかにし、高教組は受け入れました。

重要な意義

国及び大多数の地方自治体が、政府・与党の圧力に屈して一時金を0.2月程度引き下げる方向であ

る中、兵庫県が圧力をはね返したことは重要な意義があります。

民間企業の9割が夏季一時金未定という状態で、県が緊急引き下げを行わなかったことで、民間への悪影響を回避することができました。

また、地方自治と人事委員会の独立性を、かろうじて守ることができた点も重要です。

高教組は、働く者の犠牲ではなく、大企業の巨額の内部留保を取り崩させ、内需を拡大することで、日本経済の健全な回復をめざします。

新型インフルエンザ対応で一定の改善

新型インフルエンザ対応による教職員には様々な負担増に対して、高教組は緊急要求書の提出（5月19日）を初め、担当者への申し入れなど、とりくみを進めてきました。そんな中で、県教委からいくつかの改善施策が出てきています。

保育施設等の臨時休業で

非常勤嘱託員も

「子の看護休暇」が取得できます！

子の看護休暇の特例

県教育委員会は、5月18日「新型インフルエンザに伴い学校・保育施設等が臨時休業した場合の子の看護休暇の取り扱いについて（通知）」を出しました。

「子の看護休暇」は、中学校修学始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のために勤務しないことが相当であると認められる場合には、子の看護休暇を取得することができる制度ですが、以下の職員についても子の看護休暇の対象とすることになりました。

対象職員：「今回の緊急事態宣言に基づく県等の要請により、職員の子が通う学校・保育施設等が臨時休業となり、他に養育する者がなく、自ら養育する必要がある職員」

実施時期：平成21年5月18日

取得期間：1暦年につき5日

取得単位：1日、半日、時間単位

給与の取り扱い：減額されません。

今後の対応：あくまでも、「今回の非常事態宣言に基づく」が要件なので、今後は対象になりません。

遡及適用：5月18日以降であれば、一旦年休処理されていても、遡及して適用することができます。

年休処理している場合は、子の看護休暇に遡及して切り替えておきましょう。どんなことにも使える年休を残す方が有利です。

非常勤嘱託員等も対象です！

県教委は、5月18日「非常勤嘱託員等が新型インフルエンザ発生に伴い子を養育する場合の服務の取り扱いについて（通知）」を出しました。

左記の通知については、「非常勤嘱託員及び日々雇用職員についても、正規職員に準じて取り扱うこと」とされています。

パンデミックに備えた条件整備を

今回の措置は一定の改善ですが、新型インフルエンザの蔓延や、新たな強毒性の鳥インフルエンザのパンデミックなどには対応できません。

高齢者や障害を持つ家族の介護・介助施設の休業への対応や、保育園や学校のより長期の休業への対応、妊産婦の勤務を免除することなど、今のうちに条件整備を進めておく必要があります。

県教委 休業措置で延期や中止となった修学旅行等について 取消料の免除を日本旅行業協会に要請

09年5月19日

新型インフルエンザ対策に伴う修学旅行等学校行事の延期又は中止にかかる取消料の免除について（依頼）

<略>

本県では、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部からの感染防止策としての強い要請を踏まえ、兵庫県では、当面、県全域を対象に県立学校での臨時休業の実施に加え、県の要請を受けた市町教育委員会において、市町立の小・中・高等学校及び特別支援学校での臨時休業を実施しているところ。

このため、各学校においては、臨時休業に伴い、修学旅行等学校行事の延期又は中止の措置をとる必要があります。

加えて、海外での発生以来、感染拡大防止策として臨時休業や修学旅行等学校行事の延期又は中止の措置を講じた学校もあります。

つきましては、貴協会におかれましては、修学旅行等学校行事の延期又は中止のより生じる取消料の免除について、特段のご配慮とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

5月20日（水）神戸新聞の夕刊では、JTB西日本、近畿日本ツーリストは、延期になった場合にはキャンセル料を免除するという記事が報道されています。

旅行会社が、キャンセル料を免除しない場合は、県費で負担するなど、生徒・保護者負担にならないように、働きかけを強めましょう。